

○泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

昭和 43 年 3 月 14 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、組合の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって組合の議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(運用)

第 2 条 組合の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等については、泉佐野市の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 5 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和 6 年 10 月 22 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。